

保護者 各位

令和4年4月13日

弘前大学教育学部附属小学校
校長 高橋 真弓

児童用タブレット端末使用の確認書

日頃より本校の教育活動にご理解をいただき、ありがとうございます。

さて、今年度も「G I G Aスクール構想」により、児童一人に一台のタブレット端末（iPad）を校内で個人所有として貸与し、学習に効果的に活用します。児童が安全に安心してタブレット端末を使用できるよう以下の事項について、学校と家庭とが連携して指導していくこととしますので、確認いただきますようお願いいたします。

【児童用タブレット端末の基本的な使用について】

- ・故障や破損、紛失、盗難があればすぐに保護者や先生に報告します。
- ・必要に応じて、家庭でも充電します。

【個人情報の保護について】

- ・写真撮影や、音や映像を録音・録画する時は、相手の許可（肖像権等）をとります。
- ・自分や他人の個人情報をインターネット上（SNSやホームページ等）に公開しません。

【人権侵害について】

- ・心を傷つけたり、不快感を与えるないように、相手を思いやって使います。

【著作権について】

- ・他人の作品や表現を尊重し、使用するときには許可をとります。

【安全性（セキュリティ）やネットワーク上のルール、モラルについて】

- ・インターネットで、不適切なサイトの閲覧や投稿を行いません。
- ・タブレット端末でどのホームページを見たか（アクセス履歴）は、自分の端末上で消しても学校に分かるように設定されていることを理解して使用します。
(法律違反や不適切な使い方をしていないかを先生と保護者が確認します。)
- ・アカウント名やパスワードは自分で管理し、忘れない工夫をします。忘れた時は、先生に伝えます。

【健康面について】

- ・30分に一度は目を休めるようにし、目とタブレット端末までの距離をなるべく30cm離して使います。
- ・健康面に留意し、長時間使用せず、また、時間を決めて使用します。

【保護者の費用負担について】

- ・学校が貸与したタブレット端末やその他の付属品について、児童が故意、または重大な過失により故障や破損、紛失した場合には、修理にかかる費用、もしくは新しい物品を購入する費用を該当児童の保護者に負担していただく場合があります。

切り取り-----

【提出締切】4月20日（水）学級担任へ提出

児童用タブレット端末使用の確認書

本人： 上記の条件をしっかりと守り、児童用タブレット端末を卒業までの期間、使用します。

保護者： 家庭での持ち帰りの際には、上記の事項のとおりの使用ができるように、保護者として管理・監督します。

弘前大学教育学部附属小学校長 様

令和4年 月 日

弘前大学教育学部附属小学校 年 組 番

児童氏名（自署）

保護者氏名（自署）